

(庁舎維持管理業務委託・条件付一般競争入札・価格競争)

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし入札者がいないとき、又は、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際、提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第249条第1項第4号の規定により免除する。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は、契約代金の100分の5以上の額とする。落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

ただし規則第229条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(6) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(8) 契約書

別紙のとおり

(9) 当初予算議決前の入札公告

本入札公告（入札通知）に係る入札は、令和7年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。



委託契約書

委託業務の番号、名称 第 号

委託業務の場所

委託料の額 金 円也

(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円也)

委託の期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者は、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 受注者は、別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 設計図書及び仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 第15条の規定によりこの契約を解除したとき又は受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約が効力を失ったときは、契約保証金は発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、発注者の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督員)

第5条 発注者は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。

- 2 発注者は前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第6条 受注者は、委託業務の実施について、現場代理人及び主任技術者を当該現場に設置し、その者の氏名を書面で発注者に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者と受注者が協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第8条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延长期限は発注者と受注者が協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定める。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に、検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従

つて委託料の支払いの請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第 12 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。
- 3 第 1 項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年 2.5% の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる）とする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により第 11 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れたときは受注者は発注者に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 5 第 1 項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第 3 項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(契約不適合責任)

第 13 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、第 10 条第 2 項又は第 4 項の規定による引渡しの日から 3 年間、受注者に対して成果品の契約不適合を理由とした補正又はその補正に代え、若しくはその補正とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行う期間は 10 年とする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務が完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 14 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 4 号及び第 5 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第 14 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 1 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第14条の4 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 前条第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帶して第1項の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第15条 受注者は委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。また、受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県
福島県県北建設事務所長

受注者 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。



入札前又は見積微収時の周知事項（土木設計・測量調査・用地調査等業務）

個人情報の保護に関する留意事項

本件業務を受託した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び本件業務委託契約に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、下記の義務を負うことに留意してください。

記

- 1 契約内容には別記（その 1）個人情報取扱特記事項が含まれており、又は契約書に個人情報取扱特記事項のうち必要な事項が規定されており、委託事務の遂行に当たっては、これらを遵守しなければならないこと
- 2 法第 66 条第 2 項で準用する同条第 1 項に基づき、受託者は個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務を負うこと
- 3 法第 67 条に基づき、受託した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと
- 4 受託者及び従業者等は法第 179 条の罰則の対象となること
- 5 受託した事務に従事している者又は従事していた者は、法第 176 条若しくは同第 180 条の罰則の対象となること
- 6 代表者や従事者等が違反行為をした場合には、行為者のほか法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）も法第 184 条の罰則の対象となること

（教示）個人情報の保護に関する法律

（安全管理措置）

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）
公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働

者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- (1) 第178条及び第179条1億円以下の罰金刑
- (2) 第182条同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

※ 第184条第1項における法人には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む（第179条）。

契約の保証について

1 落札者は、委託契約書の提出とともに、以下(1)又は(2)の領収書を提示、若しくは、(3)の保証書、(4)又は(5)の証券の何れかを提出しなければならない。

なお、(4)及び(5)については、当該保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。

(1) 契約保証金に係る保証金領収書

[注] イ 契約保証金領収書は、委託者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ハ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

二 受託者は、委託者へ成果物の引き渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

(ア) 福島県債証券 領面金額

(イ) 国債証券 領面金額の10分の8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

二 委託金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ホ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 受託者は、委託者へ成果物の引き渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

ロ 保証書の宛名の欄には「県北建設事務所長」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る委託業務名の欄には、契約書に記載される委託名が記載されるように申し込むこと。

ホ 当該業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築

設計業務委託契約書第4条第4項の規定する金額以上とすること。

- ヘ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- チ 委託金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては委託者の指示に従うこと。
- リ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、委託者へ成果品の引渡し後、委託者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注]イ 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「県北建設事務所長」と記載するように申し込むこと。
- ハ 証券上の主契約の内容としての委託業務名の欄には、契約書に記載される委託名が記載するように申し込むこと。
- 二 当該業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第4条第4項の規定する金額以上とすること。
- ホ 保証期間は履行期間を含むものとする。
- ヘ 委託金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。
- ト 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注]イ 履行保証保険とは保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ハ 保険証券の宛名の欄には「県北建設事務所長」と記載するように申し込むこと。
- 二 証券上の契約の内容としての委託業務名の欄には、契約書に記載される委託名が記載するように申し込むこと。
- ホ 当該業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第4条第4項の規定する金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ト 委託金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。
- チ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、1の規定にかかわらず契約保証金を免除する。

3 最低限納付すべき金額を算定するに当たり、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるこことよい。

4 その他

契約保証金等の払渡又は、保証書の返還を求める旨の請求は、請求書によることが望ましいこと。